

大阪市立小学校体育館空調設備整備事業

事業契約書（案）

令和7年4月

大阪市

目 次

第1条（総則）	2
第2条（事業日程）	2
第3条（事業費内訳書及び工程表）	2
第4条（事業の概要）	2
第5条（指示等及び協議の書面主義）	3
第6条（規定の適用関係）	3
第7条（関連工事との調整）	3
第8条（契約の保証）	3
第8条の2（設計・施工等に係る契約保証金の納付免除）	4
第9条（権利義務の処分等）	5
第10条（資金調達）	5
第11条（誓約書の提出）	5
第12条（特許権等の使用）	5
第13条（許認可等の手続）	5
第14条（工事用地の確保）	6
第15条（条件変更等）	6
第16条（要求水準書の変更）	6
第17条	7
第18条（近隣住民に対する説明及び環境対策）	7
第19条（整備対象設備の設計）	8
第20条（設計に関する第三者の使用）	9
第21条（整備対象設備の施工）	9
第22条（監督職員）	9
第22条の2（総括責任者）	10
第22条の3（監督職員及び総括責任者に関する措置要求）	10
第23条（工事に関する第三者の使用）	10
第24条（工事監理責任者の設置）	11
第25条（工事監理に関する第三者の使用）	11
第26条（中間確認、報告等）	11
第27条（工事の中止）	11
第28条（設計着手予定日又は工事着手予定日の変更）	12
第29条（引渡予定日の変更）	12
第30条（引渡予定日の変更等に係る協議）	13
第31条（臨機の措置）	13
第32条（工事の施工について第三者に及ぼした損害）	13
第33条（工事用地等の確保ができないこと等による損害）	14
第34条（施工期間中の不可抗力による損害）	14
第35条（受注者が行う完成検査）	15
第36条（発注者が行う完成確認）	15

第 37 条 (整備対象設備の引渡し)	15
第 38 条 (維持管理業務体制の整備等)	16
第 39 条 (契約不適合責任)	16
第 39 条の 2 (契約不適合責任期間)	17
第 40 条 (維持管理業務の実施)	18
第 41 条 (維持管理に関する第三者の使用)	18
第 42 条 (業務報告)	18
第 43 条 (維持管理業務について第三者に及ぼした損害)	18
第 44 条 (維持管理期間中の不可抗力)	18
第 45 条 (維持管理期間中の不可抗力による損害)	19
第 46 条 (整備対象設備の修繕及び代替品の調達)	19
第 47 条 (第三者の責に帰すべき事由による整備対象設備の損害)	20
第 48 条	20
第 49 条 (整備対象設備の所有権移転後の移設業務)	20
第 50 条 (移設に要する費用の負担等)	21
第 51 条 (法令変更等)	21
第 52 条 (法令変更等による増加費用)	21
第 53 条 (法令変更等による減少費用)	22
第 54 条 (設計・施工等に係るサービス対価の支払)	22
第 55 条 (維持管理に係るサービス対価の支払)	22
第 56 条 (対価の支払方法)	22
第 57 条 (モニタリングによる対価の減額)	23
第 58 条 (虚偽報告等の場合のサービス対価の返還)	23
第 59 条 (物価の変動に基づく設計・施工等に係るサービス対価の変更)	24
第 60 条 (物価の変動に基づく維持管理に係るサービス対価の変更)	24
第 61 条 (サービス対価の変更方法)	24
第 62 条 (サービス対価の変更等に代える要求水準書の変更)	24
第 63 条 (発注者の解除権)	25
第 64 条	26
第 65 条 (不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)	26
第 66 条 (受注者の解除権)	27
第 67 条 (不可抗力又は法令変更等による解除権)	27
第 68 条 (完成前の解除の効力)	28
第 69 条 (完成後の解除の効力)	28
第 70 条 (契約期間終了前の検査)	29
第 71 条 (契約終了時の措置)	29
第 72 条 (受注者が第三者と締結する損害賠償額の予定等)	29
第 73 条 (遅延損害金)	29
第 74 条 (建設工事保険等)	30
第 75 条 (経営状況の報告)	30

第 76 条 (守秘義務)	30
第 77 条 (著作権の利用等)	31
第 78 条 (定めのない事項等)	32
別紙 1 支払金額等	33
別紙 2 サービス対価の支払方法	37
別紙 3 設計・施工等のサービス対価の改定方法	38
別紙 4 維持管理のサービス対価の改定方法	40
別紙 5 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合	42
別紙 6 モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法	43
別紙 7 受注者に付保が義務付けられている保険契約	55

事業契約書

- 1 事業名 大阪市立小学校体育館空調設備整備事業
- 2 事業場所 要求水準書別紙1記載のとおりとする
- 3 契約期間 自 大阪市立小学校体育館空調設備整備事業契約の締結について
大阪市会の議決があった日
至 令和24年3月31日
- 4 契約代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 5 契約保証金 事業契約書第8条に記載のとおり

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、発注者及び受注者が相互に協力し、選定事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

また、この契約の締結及びその履行に際し、発注者は、この事業が民間事業者たる受注者の創意工夫に基づき実施されることについて、受注者は、この事業が学校施設を対象とする公共性を有することについて、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

なお、この契約は仮契約として締結されるものであり、PFI法第12条の規定により、大阪市会の議決を得て本契約として認められる。大阪市会の議決を得られないときは、この仮契約は無効となり発注者は損害賠償の責は負わない。また、下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所又は事務所所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

受注者 住所又は事務所所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約に基づき、次に掲げる図書（以下「関係図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- (1) 入札説明書、要求水準書及びこれらに対する質問回答書（以下「入札説明書等」という。）
 - (2) 受注者が入札手続において発注者に提出し受理された事業者提案書その他受注者がこの契約の締結までに発注者に提出した一切の書類（以下「事業者提案書等」という。）
- 2 受注者は、第4条の業務を第2条の事業日程に従って行うものとし、発注者は、この契約に定めるところによりサービス対価を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる計量単位は、関係図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 6 この契約及び関係図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(事業日程)

第2条 事業日程は、次のとおりとする。

- (1) 設計着手日 事業者提案書等による。
- (2) 工事着手日 事業者提案書等による。
- (3) 引渡日 事業者提案書等による。
- (4) 維持管理開始日 事業者提案書等による。
- (5) 維持管理終了日 令和24年3月31日

(事業費内訳書及び工程表)

第3条 事業費内訳書及び工程表は、事業者提案書等による。

(事業の概要)

第4条 この事業は、大阪市立小学校252校（254か所）の空調設備整備（以下「整備対象設備」という。）の設計業務、施工業務及び工事監理業務（以下「設計・施工等」という。）、維持管理業務並びに所有権移転後の移設業務並びにこれらの業務の実施のための資金調達により構成されるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第5条 この契約に定める請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(規定の適用関係)

第6条 この契約書、入札説明書等及び事業者提案書等の内容に矛盾がある場合には、この契約書、入札説明書等及び事業者提案書等の順に優先して適用する。ただし、事業者提案書等間における内容に相違がある場合については、発注者は事前に受注者と協議したうえで判断するものとする。また、事業者提案書等の水準が入札説明書等に記載の水準を上回る部分については、事業者提案書等の記載が優先する。

(関連工事との調整)

第7条 受注者は、受注者の施工する工事及び別途工事が施工上関連する場合、発注者及び当該場所の学校の校長を通じ、別途工事の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めるものとする。

(契約の保証)

第8条 受注者は、この契約の締結と同時に、設計・施工等の履行を保証するため、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、維持管理業務の開始日までに、維持管理業務の履行を保証するため、前項各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、前項第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、サービス対価総額の10分の1以上とし、第2項の保証に係る保証の額は、維持管理のサービス対価総額の10分の1以上としなければならない。

- 4 第1項の規定により受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、第1項の契約保証金の納付を免除し、第2項の規定により受注者が第1項第2号に掲げる保証を付したときは、第2項の契約保証金の納付を免除する。
- 5 第1項の保証に関して設計・施工等のサービス対価総額の変更があった場合は、保証の額が変更後の設計・施工等のサービス対価総額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 第2項の保証に関して維持管理のサービス対価総額の変更があった場合には、保証の額が変更後の維持管理のサービス対価総額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 第1項又は第2項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。
- 8 発注者は、設計・施工等が完了したときは、第1項に基づき納付された契約保証金を受注者に還付し、維持管理業務が完了したときは、第2項に基づき納付された契約保証金を受注者に還付するものとする。
- 9 前項の規定により還付する契約保証金には、利息を付さない。

(設計・施工等に係る契約保証金の納付免除)

- 第8条の2 発注者は、受注者と【　】(注:建設企業名を具体的に記載する。)との工事請負契約について、当該契約の締結と同時に、当該契約の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結することを条件として、前条第1項に基づく契約保証金の納付を免除することができる。この場合において、前条第1項の規定は適用しない。
- 2 受注者は、前項の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。
 - 3 第1項に掲げる保険金額は、設計・施工等のサービス対価の10分の1以上としなければならない。
 - 4 第1項の保険契約に関し設計・施工等のサービス対価の変更があった場合には、保険金額が変更後の設計・施工等のサービス対価の10分の1に達するまで、発注者は、保険金額の増額を請求することができ、受注者は、保険金額の減額を請求することができる。
 - 5 受注者は、第1項の履行保証保険に係る保険金請求権について、第63条第3項の規定による違約金支払請求権を被担保債権とする質権を発注者のために設定するものとする。

(権利義務の処分等)

第9条 受注者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

- (1) この契約上の権利又は義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行うこと。
- (2) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行すること。
- (3) 持分会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行うこと。

(資金調達)

第10条 受注者は、その責任及び費用負担において、この事業の実施に必要な資金調達を行うものとする。

2 発注者は、受注者がこの事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関等から融資を受け、又は受注者の株式若しくはサービス対価請求権その他のこの契約に基づき受注者が発注者に対して有する債権に担保権を設定する場合においては、受注者に対して、当該融資契約書又は担保権設定契約書の写しの提出及び融資又は担保に係る事項についての報告を求めることができる。

(誓約書の提出)

第11条 受注者及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(特許権等の使用)

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならぬ。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(許認可等の手続)

第13条 受注者は、その責任及び費用負担において、この契約に基づく義務を履行するためには必要となる許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならぬ。

2 発注者は、前項に定める受注者が行うべき手続について受注者から協力を要請されたときは、必要に応じて、協力するものとする。

(工事用地の確保)

- 第14条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当な期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(条件変更等)

- 第15条 受注者は、事業を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- (1) 入札説明書、要求水準書及びこれらに対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 要求水準書の誤謬があること。
- (3) 工事現場等の条件（形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壤汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。）について、入札説明書等に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。
- (4) 入札説明書等で明示されていない工事現場等の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を受注者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。

(要求水準書の変更)

- 第16条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を受注者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。
- 2 受注者は、前項又は前条第2項の通知を受けたときは、調査の終了後14日以内に、

発注者に対して次に掲げる事項を通知し、発注者と協議を行わなければならない。

- (1) 要求水準書の変更に対する意見
- (2) 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
- (3) 要求水準書の変更に伴うサービス対価の変更の有無

3 第1項又は前条第2項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が整わない場合において、発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書、事業日程又はサービス対価を変更し、受注者に通知することができる。この場合において、受注者に増加費用又は損害が発生したときは、発注者は必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。

4 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書又は第38条第1項の維持管理業務計画書等の変更を求める旨を受注者に通知することができる。

第17条 受注者は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を発注者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

- (1) 要求水準書の変更の内容
 - (2) 要求水準書の変更の理由
 - (3) 受注者が求める要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
 - (4) 受注者が求める要求水準書の変更に伴うサービス対価の変更の有無
 - (5) 受注者が求める要求水準書の変更に伴い設計図書又は第38条第1項の維持管理業務計画書等の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要
- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、調査の終了後14日以内に、受注者に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、受注者と協議を行わなければならない。
- 3 第1項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が整わない場合には、発注者は、要求水準書、事業日程又はサービス対価の変更について定め、受注者に通知する。
- 4 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書又は第38条第1項の維持管理業務計画書等の変更を求める旨を受注者に通知することができる。

(近隣住民に対する説明及び環境対策)

第18条 受注者は本件工事に先立ち、近隣住民に周知をするための工事案内文を作成し、発注者に提出し、発注者の承諾を受け、工事案内文を近隣住民へ配布しなければならない。配布する範囲は事前に発注者及び対象校と協議のうえ、決定するものとする。

- 2 受注者は、発注者の要請に応じてその他の説明資料の作成等に協力しなければならない。
- 3 受注者は、その責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他の整備対象設備に係る工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的な範囲で必要な対策を行わなければならない。

- 4 第1項の場合において、要求水準書で定めた選定事業の内容及び整備対象設備の規模に係る事項に関する説明は、発注者の責任とする。
- 5 受注者は、第1項の周知又は第3項の対策を行おうとするときは、あらかじめ、その概要を発注者に報告しなければならない。
- 6 発注者は、前項の報告で第1項の周知に係るものを受けた場合において必要があると認めるときは、受注者が行う周知に協力するものとする。
- 7 受注者は、第1項の周知又は第3項の対策を行ったときは、その結果を発注者に報告しなければならない。
- 8 近隣調整の結果、受注者に生じた費用については、受注者が負担するものとする。
- 9 前項の規定にかかわらず、本事業を行うこと自体に対する近隣住民の反対運動、訴訟、要望又は苦情等（以下「近隣住民の反対運動等」という。）に対する対応は発注者が行い、受注者は発注者に協力するものとし、近隣住民の反対運動等に直接起因する費用又は損害については発注者が合理的な範囲で負担する。なお、本事業を行うこと自体に起因しない近隣住民の反対運動等への対応は受注者が、その責任と費用負担にて行う。

（整備対象設備の設計）

- 第19条 整備対象設備の設計は、この契約及び関係図書に従い、受注者の責任及び費用負担において行う。
- 2 受注者は、実施設計が関係図書に適合することについて、実施設計の設計図書を提出して発注者の確認を受けなければならない。
 - 3 発注者は、前項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から10日以内に、実施設計の設計図書の内容が関係図書に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて関係図書に適合することを確認したときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
 - 4 発注者は、前項の場合において、実施設計の設計図書の内容が関係図書に適合しないことを認めたとき、又は設計図書の記載によっては関係図書に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して受注者に通知しなければならない。
 - 5 受注者は、前項、第16条第4項又は第17条第4項の通知を受けた場合においては、その責任において、設計図書の変更その他の必要な措置を行い、第2項の発注者の確認を受けるものとする。ただし、前項、第16条第4項又は第17条第4項の通知に対して受注者が設計図書を修正する必要がない旨の意見を述べた場合において、設計図書を修正しないことが適切であると発注者が認めたときは、この限りでない。この場合において、発注者は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 前項の規定に基づく設計図書の変更その他の必要な措置に要する費用は、第4項の通知を受けた場合においては受注者の負担とし、第16条第4項又は第17条第4項の通知を受けた場合においては発注者の負担とする。
 - 7 受注者は、第3項の確認を受けた設計図書を変更しようとする場合においては、あ

らかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

- 8 第2項から前項までに規定する手続は、受注者の整備対象設備の設計に関する責任を軽減又は免除するものではない。

(設計に関する第三者の使用)

第20条 受注者は、発注者の承諾を受けた場合に限り、設計の一部を次に掲げる者(以下「構成員等」という。)以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- (1) 【　】
(2) 【　】

2 設計に関する発注は、受注者の責任及び費用負担において行うものとし、設計に関して受注者が使用する構成員等その他の第三者の責に帰すべき事由は、受注者の責に帰すべき事由とみなす。

(整備対象設備の施工)

第21条 整備対象設備の施工は、この契約、関係図書及び第19条第3項の確認を受けた設計図書に従い、受注者の責任及び費用負担において行う。

- 2 受注者は、施工方法を定め、要求水準書の定めるところにより、整備工事着手前に施工計画書その他必要な書類を発注者に提出しなければならない。
3 受注者は、要求水準書の定めるところにより、工事記録を整備しなければならない。

(監督職員)

第22条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののはか、要求水準書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 受注者により提供されるサービスの水準の測定及び評価を行うこと。
(2) 契約の履行についての受注者又は受注者の総括責任者に対する承諾又は協議を行うこと。
(3) 工事現場に立会い、工事の施工部分を検査し、又は受注者、受注者の総括責任者、工事施工者若しくは維持管理業務従事者に質問し、若しくは説明若しくは報告を求めること。
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者が監督職員を置いたときは、この契約に定める請求、通知、報告、催告、承諾及び要請については、要求水準書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

5 発注者が監督職員を置かないときは、この契約に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(総括責任者)

第 22 条の 2 受注者は、要求水準書に定めるところにより総括責任者を 1 名選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、この契約の履行に関し、工事現場又はその他の本事業に係る総括責任者の執務場所として適切な場所等に常駐し、その運営を行うほか、サービス対価の変更、サービス対価の請求及び受領、次条第 1 項の請求の受理、次条第 2 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、要求水準書の定めるところにより、この契約に基づく受注者の権限を行使することができる。

3 受注者は、自己の有する権限のうち総括責任者に委任せざ自ら行使しようとするものがあるときにあっては当該権限の内容を、あらかじめ、発注者に通知しなければならない。

(監督職員及び総括責任者に関する措置要求)

第 22 条の 3 発注者は、総括責任者がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事に関する第三者の使用)

第 23 条 受注者は、発注者の承諾を受けた場合に限り、工事の一部を構成員等以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 発注者は、受注者に対して、施工体制台帳及び受注者と工事を実施する者との業務委託契約書又は工事請負契約書の写しの提出並びに施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

3 工事に関する発注は、受注者の責任及び費用負担において行うものとし、工事に関して受注者が使用する構成員等その他の第三者の責に帰すべき事由は、受注者の責に帰すべき事由とみなす。

4 受注者は、工事に関して受注者が使用する構成員等が工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることの承諾を求めた場合においては、これを承諾してはならない。

(工事監理責任者の設置)

- 第 24 条 受注者は、その責任及び費用負担において、工事の工事監理責任者を定め、その名称その他必要な事項を発注者に対して通知しなければならない。工事監理責任者を変更したときも同様とする。
- 2 発注者は、必要と認める場合においては、施工の状況に関し、工事監理責任者からの報告を求めることができる。

(工事監理に関する第三者の使用)

- 第 25 条 受注者は、発注者の承諾を受けた場合に限り、工事監理の一部を構成員等以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 工事監理に関する発注は、受注者の責任及び費用負担において行うものとし、工事監理に関して受注者が使用する構成員等その他の第三者の責に帰すべき事由は、受注者の責に帰すべき事由とみなす。

(中間確認、報告等)

- 第 26 条 発注者は、受注者と協議して、時期及び工程の段階を定め、発注者の立会いのうえで、工事の施工状況について中間確認を行うことができる。この場合において、発注者は、10 日前までに、受注者に対して、中間確認を実施する旨を通知するものとする。
- 2 発注者は、受注者に対して、工事の施工状況について報告を求めることができる。
- 3 発注者は、あらかじめ受注者に通知を行うことなく、工事現場に立会い、受注者又は工事施工者に対して、工事の施工状況について質問し、又は説明を求めることができる。
- 4 発注者は、工事の施工部分がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認められる場合においては、受注者に対して、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その是正を請求することができる。ただし、当該請求に対して受注者が施工部分を是正する必要がない旨の意見を述べた場合において、施工部分を是正しないことが適切であると発注者が認めたときは、この限りでない。この場合において、発注者は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 発注者は、工事の施工部分がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 6 第 4 項の場合における是正に要する費用並びに前項の場合における検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 7 受注者は、発注者が第 1 項から前項までに規定する手続を行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。

(工事の中止)

- 第 27 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天

災等」という。)により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、受注者は、直ちに工事の中止内容及びその理由を発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、履行不能の理由が受注者の責に帰すべき事由による場合を除き、前項の通知を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった業務に係る履行義務を免れる。
- 3 発注者は、必要があると認めるときは、工事の中止内容及びその理由を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工の一時中止を求めることができる。
- 4 発注者又は受注者は、第1項又は前項の通知を受けたときは、速やかに事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において工事を施工できない事由が発生した日から14日を経過しても協議が整わないときは、発注者は事業の継続についての対応を定め、受注者に通知する。
- 5 発注者は、第1項又は第3項の規定により工事の施工が一時中止された場合(工事の施工の中止が受注者の責に帰すべき事由による場合を除く。)において、必要があると認められるときは、受注者と協議し、引渡予定日若しくはサービス対価を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用若しくは受注者の損害を負担するものとする。

(設計着手予定日又は工事着手予定日の変更)

第28条 受注者は、前条第1項に規定する場合を除き、設計着手予定日又は工事着手予定日に設計又は工事に着手することができないと認めるときは、その理由を明示した書面により、発注者に設計着手予定日又は工事着手予定日の変更を請求することができる。

- 2 受注者は、設計着手予定日又は工事着手予定日に設計又は工事に着手することができない場合においては、遅延を回避又は軽減するため必要な措置をとり、設計着手又は工事着手の遅延による影響をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(引渡予定日の変更)

第29条 受注者は、第27条第1項に規定する場合を除き、受注者の責に帰すことができない事由により引渡予定日に整備対象設備を発注者に引き渡すことができないと認めるときは、その理由を明示した書面により、発注者に引渡予定日の変更を請求することができる。

- 2 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により引渡予定日に整備対象設備を発注者に引き渡すことができないと認めるときは、引渡予定日の10日前までに、その理由及び受注者の対応の計画を書面により発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、引渡予定日に整備対象設備を発注者に引き渡すことができない場合においては、遅延を回避又は軽減するため必要な措置をとり、引渡しの遅延による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。
- 4 発注者は、第2項により整備対象設備の引渡が遅延した場合は、維持管理に係るサ

サービス対価を減額する。

- 5 発注者は、特別の理由により引渡予定日を変更する必要があるときは、引渡予定日の変更を受注者に請求することができる。
- 6 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときはサービス対価額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(引渡予定日の変更等に係る協議)

第 30 条 第 27 条第 5 項、第 28 条第 1 項又は前条第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項に規定する設計着手予定日、工事着手予定日又は引渡予定日の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が設計着手予定日、工事着手予定日又は引渡予定日の変更事由が生じた日（第 28 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の場合にあっては、発注者が設計着手予定日、工事着手予定日又は引渡予定日変更の請求又は通知を受けた日、第 27 条第 5 項又は前条第 4 項の場合にあっては、受注者が引渡予定日の変更請求を受けた日）から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第 31 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、災害等による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 受注者が第 1 項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、通常の管理行為を超えるものとして受注者がサービス対価の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(工事の施工について第三者に及ぼした損害)

第 32 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額（第 74 条第 1 項及び第 2 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合におい

ては、発注者と受注者が協力してその解決に当たるものとする。

(工事用地等の確保ができないこと等による損害)

第 33 条 工事用地等の確保ができないこと又は第 15 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に該当する事実があることによる損害は、発注者が負担する。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

(施工期間中の不可抗力による損害)

第 34 条 第 36 条第 5 項に規定する完成確認書の交付前に、天災等（要求水準書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者及び受注者双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 74 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって、受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下本条において「損害合計額」という。）のうち施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除く。）の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「100分の1を超える額」とあるのは「100分の1を超える額から既に発注者が負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(受注者が行う完成検査)

- 第35条 受注者は、その責任及び費用負担において、整備対象設備の工事の完成を確認するための検査（以下「完成検査」という。）を行うものとする。
- 2 受注者は、前項の完成検査を行おうとする場合においては、その10日前までに、完成検査を行う旨を発注者に対して通知しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の完成検査に立ち会うことができる。ただし、受注者は、発注者が立会いを行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。
- 4 受注者は、第1項の完成検査を行った場合においては、その結果を発注者に対して報告しなければならない。

(発注者が行う完成確認)

- 第36条 発注者は、前条第4項の工事の完成が確認された旨の報告を受けた日から14日以内に、受注者の立会いのうえ、要求水準書の定めるところにより、完成確認を完了し、その確認結果を受注者に対して通知しなければならない。
- 2 発注者は、整備対象設備がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、整備対象設備がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める場合においては、受注者に対して、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その是正を請求することができる。
- 4 受注者は、前項の請求を受けた場合においては、その責任及び費用負担において必要な措置を行い、第1項の確認を受けるものとする。ただし、前項の請求に対して受注者が整備対象設備を是正する必要がない旨の意見を述べた場合において、整備対象設備を是正しないことが適切であると発注者が認めたときは、この限りでない。この場合において、発注者は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 発注者は、第1項の確認を行った場合において、整備対象設備がこの契約、設計図書及び関係図書に適合し、かつ、要求水準書で定める書類が提出されたと認められるときは、受注者に対して、完成確認書を交付しなければならない。
- 6 受注者は、発注者が第1項から前項までに規定する手続を行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。

(整備対象設備の引渡し)

- 第37条 受注者は、前条第5項の完成確認書の交付を受けたうえで、引渡予定日に整

備対象設備を発注者に引き渡すものとする。

- 2 発注者は、前項の引渡しにより、整備対象設備の所有権を取得する。

(維持管理業務体制の整備等)

第 38 条 受注者は、要求水準書の定めるところにより、維持管理業務計画書等を作成し、これらの書類がこの契約及び関係図書に適合するものであることについて、発注者の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の維持管理業務計画書等を、整備対象設備の最初の引渡予定日の 1 か月前までに、発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から 14 日以内に、維持管理業務計画書等の内容がこの契約及び関係図書に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいてこの契約及び関係図書に適合することを確認したときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、維持管理業務計画書等の内容がこの契約若しくは関係図書の規定に適合しないことを認めたとき、又は維持管理業務計画書等の記載によってはこの契約及び関係図書に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、前項、第 16 条第 4 項又は第 17 条第 4 項の通知を受けた場合においては、その責任において、維持管理業務計画書等の修正その他の必要な措置を行い、第 3 項の発注者の確認を受けるものとする。ただし、前項、第 16 条第 4 項又は第 17 条第 4 項の通知に対して受注者が維持管理業務計画書等を修正する必要がない旨の意見を述べた場合において、維持管理業務計画書等を修正しないことが適切であると発注者が認めたときは、この限りでない。この場合において、発注者は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 前項の規定に基づく維持管理業務計画書等の修正その他の必要な措置に要する費用は、第 4 項の通知を受けた場合においては受注者の負担とし、第 16 条第 4 項又は第 17 条第 4 項の通知を受けた場合においては発注者の負担とする。
- 7 受注者は、第 3 項の確認を受けた維持管理業務計画書等を変更しようとする場合においては、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 8 本条に規定する手続は、受注者の整備対象設備の維持管理に関する責任を軽減又は免除するものではない。

(契約不適合責任)

第 39 条 発注者は、引き渡された整備対象設備が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、整備対象設備の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、

発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 整備対象設備の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間)

第39条の2 発注者は引き渡された整備対象設備に関し、第37条第1項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定に関わらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、監督職員が確認して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることを行う。
- 4 発注者は、第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、整備対象設備の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合

に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 引き渡された整備対象設備の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(維持管理業務の実施)

第 40 条 整備対象設備の維持管理は、この契約及び関係図書に従い、受注者の責任及び費用負担において行う。

(維持管理に関する第三者の使用)

第 41 条 受注者は、発注者の承諾を受けた場合に限り、維持管理業務の一部を構成員等以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- 2 発注者は、受注者に対して、受注者と維持管理業務を実施する者との業務委託契約書又は業務請負契約書の写しの提出及び維持管理体制に係る事項についての報告を求めることができる。
- 3 維持管理業務に関する発注は、受注者の責任及び費用負担において行うものとし、維持管理業務に関して受注者が使用する構成員等その他の第三者の責に帰すべき事由は、受注者の責に帰すべき事由とみなす。

(業務報告)

第 42 条 受注者は、要求水準書の定めるところにより、毎月終了後 10 営業日以内に月次報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項に定めるもののほか、受注者に対して、維持管理業務の実施状況について報告を求めることができる。

(維持管理業務について第三者に及ぼした損害)

第 43 条 受注者が維持管理業務について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額（第 74 条第 1 項及び第 2 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(維持管理期間中の不可抗力)

第 44 条 第 36 条第 5 項に規定する完成確認書の交付後に、不可抗力により、この契約に従った維持管理業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又は損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちに履行不能の内容及び理由並びに損害の状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、第 1 項の通知を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった業務に係る履行義務を免れる。

- 3 発注者は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応するサービス対価の支払において、受注者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 4 発注者は、受注者から第1項の通知を受けたときは、速やかに受注者と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において不可抗力事由発生の日から14日を経過しても協議が整わないときは、発注者は事業の継続についての対応を定め、受注者に通知する。

(維持管理期間中の不可抗力による損害)

第45条 発注者は、受注者から前条第1項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第74条第1項及び第2項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 3 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（維持管理業務を実施するため受注者が整備対象設備で使用していた機械器具その他の物件であって、維持管理業務の計画書等により確認ができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち、維持管理に係るサービス対価の1年分の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 4 前項の整備対象設備で使用していた機械器具その他の物件に関する損害の額は、損害を受けた物件で通常妥当と認められるものに相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(整備対象設備の修繕及び代替品の調達)

第46条 受注者は、発注者から整備対象設備の故障等の連絡を受けたときは、直ちに（遅くとも連絡を受けた日の翌営業日までに）故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。

- 2 受注者は、前項の調査結果を、速やかに発注者に報告したうえで、直ちに修繕等の対応策を講ずる。
- 3 第1項の調査の結果、故障等の発生した整備対象設備を継続して使用することが困難である場合には、受注者は発注者の承諾を得て、直ちに代替品を調達のうえ、施工するものとする。この場合においては、第19条、第20条、第21条及び第23条の規定を準用する。
- 4 第2項の修繕等並びに前項の代替品の調達及び施工に要する合理的な範囲内の費用の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号及び第3号の場合においては、受注者は、代替品の調達及び施工に要した費用の内訳及びそれを証する書類を添えて発注者に請求する。

- (1) 第1項の故障等が生じた原因が発注者の責に帰すべき事由に基づく場合には、発注者の負担とする。
- (2) 第1項の故障等が生じた原因が受注者の責に帰すべき事由に基づく場合には、受注者の負担とする。
- (3) 第1項の故障等が生じた原因が不可抗力事由に基づくものである場合には、発注者及び受注者は、別紙5に規定する負担割合に従い負担する。
- (4) 前各号に掲げる事由の全部又は一部が複合して整備対象設備の故障等が生じ、修繕等が必要となった場合の代替品の調達及び施工に要する費用の負担は、その事由ごとに、第1項の故障等に与えた影響度合いを算出し、これらを按分したうえで、各事由に定める発注者及び受注者の負担割合を適用して、発注者、受注者がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

(第三者の責に帰すべき事由による整備対象設備の損害)

- 第47条 第36条第5項に規定する完成確認書の交付後に、第三者の責に帰すべき事由により整備対象設備に損害が生じた場合において、当該損害が生じたことについて受注者に過失がないときは、受注者は、整備対象設備の損害の状況、当該損害の修復の方法及び当該第三者の特定に関する事項等（以下この条において「整備対象設備の損害の状況等」という。）を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の整備対象設備の損害の状況等を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定により整備対象設備の損害の状況等が確認されたときは、当該損害が生じた整備対象設備を関係図書に適合させるために要する費用（第三者から損害賠償を受けた部分及び第74条第2項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の負担を発注者に請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から費用の負担の請求があったときは、当該費用の額（当該費用のうち通常生ずべきものに係る額に限る。）を負担しなければならない。

第48条 同一の事業年度における数次にわたる不可抗力又は第三者の責に帰すべき事由による整備対象設備の損害により損害及び費用の合計額が累積した場合における第二次以降の第45条第3項又は前条第5項に規定する発注者の負担については、当該事業年度の損害及び費用の額の累計のうち、維持管理に係るサービス対価の1年分の100分の1を超える額から当該年度において既に発注者が負担した額を差し引いた額とする。

(整備対象設備の所有権移転後の移設業務)

- 第49条 発注者が、整備対象設備の所有権移転後の移設を受注者に実施させることを決定した場合、受注者は、発注者の指示に基づき、関係図書に従い、当該整備対象設備の移設を行う。
- 2 第19条、第20条、第21条及び第23条は、前項に基づく所有権移転後の移設業務

に準用する。

- 3 第1項に基づき移設された整備対象設備についてもこの契約の規定が適用される。

(移設に要する費用の負担等)

第50条 発注者は、前条の整備対象設備の移設に要する合理的な費用を、第54条から第57条までの各規定に基づいて受注者に支払うサービス対価とは別に負担するものとする。この場合の費用の支払方法については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

- 2 発注者は、整備対象設備の移設に伴い新たに必要となる設備又は備品に要する合理的な費用を、第54条から第57条までの各規定に基づいて受注者に支払うサービス対価とは別に負担するものとし、当該設備又は備品の所有権は、当該設備又は備品の引渡し時に発注者に移転するものとする。
- 3 整備対象設備の移設に伴い必要となる要求水準書及び維持管理業務計画書の変更については、第17条の規定を適用する。

(法令変更等)

第51条 法令変更等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）により、この契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、受注者は、速やかに、その内容及び理由を発注者に通知しなければならない。

- (1) 法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定又は改廃
- (2) 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
- (3) 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止
- 2 受注者は、この契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、この契約に基づく義務の履行を免れる。
- 3 発注者は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応するサービス対価額の支払において、受注者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 4 受注者は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第1項の通知を受けたときは、速やかに受注者と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から14日を経過しても協議が整わないときは、発注者は事業の継続についての対応を定め、受注者に通知する。

(法令変更等による増加費用)

第52条 受注者は、前条第1項の通知を行ったときは、次に掲げる法令変更等による増加費用の負担を発注者に請求することができる。

- (1) 要求水準書別紙2に掲げる法令変更等（要求水準書別紙2に掲げる法令等と実質的に同趣旨の法令等の新設を含む。）による増加費用

- (2) 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等（建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。）による増加費用
 - (3) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用
 - (4) P F I 法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の措置の変更による増加費用
 - (5) 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、受注者と協議のうえ、当該増加費用の額のうち通常生ずべきものについて、サービス対価を変更し、又は増加費用を負担しなければならない。

（法令変更等による減少費用）

第 53 条 発注者は、前条第 1 項各号に掲げる法令変更等による減少費用があると認めるとときは、サービス対価の変更を請求することができる。

（設計・施工等に係るサービス対価の支払）

第 54 条 受注者は、第 36 条第 5 項の完成確認書を受けたときは、第 56 条の規定により当該完成確認書の対象となる設計・施工等に係るサービス対価の支払を請求することができます。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、第 56 条の規定により、設計・施工等に係るサービス対価を支払わなければならない。

（維持管理に係るサービス対価の支払）

第 55 条 受注者は、各事業年度の終了後、要求水準書別紙 6 に掲げる年度業務実績報告書を発注者に提出し、発注者は、同報告書の受領日から 10 日以内に、別紙 6 により、受注者により提供されるサービスの水準の測定及び評価（以下「モニタリング」という。）を実施し、受注者に対してモニタリングの結果を通知するものとする。

2 発注者は、モニタリング対象期間の受注者による維持管理業務が関係図書に適合しないと認める場合（受注者が第 44 条第 1 項又は第 47 条第 2 項の通知を行った場合を除く。）においては、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その是正を求めることができる。

3 受注者は、第 1 項の通知を受けたときは、当該通知に記載するところにより、維持管理に係るサービス対価の支払を請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、次条の規定により、維持管理に係るサービス対価を支払わなければならない。この場合において、発注者は、第 1 項に規定するモニタリングの結果、モニタリング対象期間の受注者による維持管理業務が関係図書に適合しないと認めるときは、第 57 条の規定により、維持管理に係るサービス対価を減額することができる。

（対価の支払方法）

第 56 条 受注者は、設計・施工等のサービス対価の支払いを受けるに当たり、各年度

の業務終了後、発注者に対し、発注者の指定する様式の設計・施工等のサービス対価に係る請求書を提出するものとし、発注者は当該請求書の受領日から 30 日以内に、別紙 1 記載のとおり支払うものとする。

- 2 受注者の発注者に対する前項の請求書の提出が遅れた場合には、その遅れた日数分、発注者から受注者に対する対価の支払期限も延長されるものとする。
- 3 受注者は、前条第 1 項の年度業務実績報告書に関するモニタリングの結果についての発注者の合格通知を受領した後、当該合格通知に従い、発注者に対し、当該通知の受領日から 7 日以内に発注者の指定する様式の維持管理のサービス対価に係る請求書を提出するものとし、発注者は当該請求書の受領日から 30 日以内に、別紙 1 及び別紙 2 記載のとおり支払う。
- 4 受注者の発注者に対する前項の請求書の提出が、前項に定める期限より遅れた場合においても、発注者は当該請求書の受領日から 30 日以内に別紙 1 記載のとおり支払うものとする。
- 5 受注者は、第 3 項の年度業務実績報告書を発注者が受領した後、当該受領日を含む 10 日以内に、発注者がモニタリングの結果の通知を行わなかった場合には、発注者に対し、維持管理のサービス対価に係る請求書を提出できるものとする。

(モニタリングによる対価の減額)

第 57 条 発注者が別紙 6 に基づき行ったモニタリングにより、整備対象設備の性能又は事業実施場所における整備対象設備の維持管理業務について、維持管理に係る業務水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明し、発注者が是正期間を定めて是正を指示したにもかかわらず、合理的な理由なく、その期間内に改善が認められない場合、発注者は、受注者に対して支払う対価を別紙 6 により減額又は控除することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、モニタリングによるサービス対価の減額についてはモニタリングの結果の通知に際し、減額の根拠となる事項及び減額する金額を受注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、前項の規定により発注者から通知を受けた後、前条の規定に従って請求書を提出するに際し、対価のうち、前項により減額の通知を受けた金額を除くその他の対価の支払いに係る請求書を発注者に対して提出するものとし、発注者は、当該請求書に記載の金額を対価として支払うものとする。

(虚偽報告等の場合のサービス対価の返還)

第 58 条 第 42 条第 1 項の月次報告書その他受注者が発注者に提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、受注者は、当該虚偽記載がなければ発注者が第 55 条第 4 項の規定により維持管理に係るサービス対価を減額することができた額について、発注者に返還しなければならない。

(物価の変動に基づく設計・施工等に係るサービス対価の変更)

第 59 条 第 54 条に規定する設計・施工等のサービス対価は物価変動に応じて、別紙 3 に定める算定方法に従って改定するものとする。

(物価の変動に基づく維持管理に係るサービス対価の変更)

第 60 条 第 55 条に規定する維持管理のサービス対価は物価変動に応じて、別紙 4 に定める算定方法に従って改定するものとする。

(サービス対価の変更方法)

第 61 条 第 27 条第 5 項、第 29 条第 6 項、第 52 条第 2 項、第 53 条及び第 58 条から第 60 条までに規定するサービス対価の変更又は返還については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、サービス対価の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 第 27 条第 5 項、第 29 条第 6 項、第 31 条第 3 項、第 34 条第 4 項、第 45 条第 3 項、第 47 条第 5 項及び第 52 条第 2 項の規定により受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(サービス対価の変更等に代える要求水準書の変更)

第 62 条 発注者は、第 16 条第 3 項、第 17 条第 3 項、第 27 条第 5 項、第 29 条第 6 項、第 31 条第 3 項、第 34 条第 4 項、第 45 条第 3 項、第 47 条第 5 項、第 52 条第 2 項、第 59 条及び第 60 条までの規定によりサービス対価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、サービス対価の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書を変更することができる。

- 2 受注者は、第 16 条第 3 項、第 17 条第 3 項、第 53 条、第 59 条及び第 60 条までの規定によりサービス対価を減額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、サービス対価の減額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書の変更その他の受注者によるサービス内容の向上を提案することができる。
- 3 第 1 項又は前項の場合において、要求水準書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者がサービス対価を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(発注者の解除権)

第 63 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。
 - (2) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者の責に帰すべき事由により整備対象設備の引渡しが行われないとき又は引渡予定日経過後相当の期間内に整備対象設備を引き渡す見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 維持管理業務について要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であって、第 57 条の規定による減額又は控除をした後、再度発注者が是正期間を定めて是正を指示したにもかかわらず、合理的な理由なく、その期間内に改善が認められない場合により発注者がこの契約を解除する権利を取得するに至ったとき。
 - (4) その破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。
 - (5) この事業の遂行を放棄し、当該状態が 30 日以上継続したとき。
 - (6) 第 42 条第 1 項の月次報告書に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき。
 - (7) 第 66 条又は第 67 条第 3 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 大阪市と●の間で締結された令和●年●月●日付大阪市立小学校体育館空調設備整備事業基本協定書（その後の変更を含み、以下「基本協定」という。）が構成員等の責に帰すべき事由により解除されたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、この契約上の義務に違反し、かつ、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 発注者は、いずれかの構成員等又は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第 1 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) いずれかの構成員等又は受注者が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該構成員等又は受注者に対して当該契約の解除を求め、当該

構成員等又は受注者がこれに従わなかったとき。

3 第1項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第36条第5項に規定する完成確認書の交付前に解除された場合 設計・施工等に係るサービス対価（設計・施工等に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む金●円）の10分の1（前項の規定により契約が解除された場合においては10分の2。次号において同じ。）に相当する額
- (2) 第36条第5項に規定する完成確認書の交付後に解除された場合 1事業年度の維持管理のサービス対価に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む金●円）の10分の1に相当する額

第64条 発注者は、事業を継続する必要がなくなった場合その他の事由により必要があると認めるとときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第65条 受注者は、構成員等につき、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の請負代金額の100分の20に相当する額（ただし、基本協定第10条に基づき構成員等が違約金を支払っている場合は、当該支払済みの金額を控除した額とする。）を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 構成員等が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。
- (2) この契約について、確定した排除措置命令等（構成員等以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令等において、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徵取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

- (4) 構成員等又は構成員等の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、構成員等がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は構成員等若しくは構成員等の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。
- 3 第1項の規定により構成員等が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から、支払の日における民法第404条第2項から第5項までの規定による法定利率の割合による利息を付さなければならない。

(受注者の解除権)

第66条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 発注者がサービス対価の支払を遅延し、受注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該義務を履行しないとき。
- (2) 受注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、発注者が契約上の義務に違反し、かつ、その違反によりこの契約の履行が困難となったとき。
- (3) 第27条の規定による工事の施工の中止期間が6月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(不可抗力又は法令変更等による解除権)

第67条 不可抗力又は法令変更等により、受注者による事業の継続が不可能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から14日を経過しても第27条第4項若しくは第44条第4項の協議が整わないとき又は第51条第1項の通知の日から14日を経過しても同条第5項の協議が整わないときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、施工期間中の不可抗力による工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具の損害に係る発注者の負担については、第34条に定めるところによる。
- 3 不可抗力又は法令変更等により、維持管理業務の中止期間が6月を超えた場合においては、受注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、中止が維持管理業務の一部のみの場合には、その一部を除いた他の維持管理業務についてはこの限りでない。

(完成前の解除の効力)

第68条 発注者は、第36条第5項に規定する完成確認書の交付前にこの契約が解除された場合においては、出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。

- 2 発注者は、前項の検査を行う場合において、整備対象設備がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める相当の理由があり、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、整備対象設備を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項に規定する引渡しを受けたときは、受注者から支払の請求を受けた後、一括払で、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する設計・施工等に係るサービス対価を受注者に支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第63条第1項の規定に基づくものであるときは、発注者は、支払うべき設計・施工等に係るサービス対価と第63条第3項の違約金を相殺することができる。

(完成後の解除の効力)

第69条 発注者は、第36条第5項に規定する完成確認書の交付後にこの契約が解除された場合においては、受注者にあらかじめ通知を行い、当該解除の日から14日以内に整備対象設備の現況を確認するための検査を行うものとする。この場合において、発注者は、整備対象設備がこの契約又は関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。

- 2 前項の修補に要する費用の負担は、次の各号に掲げる修補の発生の原因に応じて、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 不可抗力により生じた損害又は長期間の使用に伴い生ずる劣化で要求水準書に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるもの
発注者の負担
 - (2) 第三者の責に帰すべき事由により生じた損害で第47条第2項に規定するやむを得ない事由があるもの
維持管理に係るサービス対価の1年分の100分の1を超える額について、発注者の負担
 - (3) 前2号に掲げるもの以外のもの
受注者の負担
- 3 発注者は、第1項の検査を行った場合において、整備対象設備がこの契約及び関係図書に適合すると認めるときは、受注者に対して、その旨を通知しなければならない。
- 4 受注者は、前項の通知を受けたときは、設計・施工等に係るサービス対価の残額の支払を請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、別に定めるところにより、設計・施工等に係るサービス対価の残額を支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第63条第1項の規定に基づくものであるときは、発注者は、支払うべき設計・施工等に係るサービス対価と同条第3項の違約金を相殺することができる。

(契約期間終了前の検査)

第 70 条 発注者は、維持管理期間満了の 10 日前までに、受注者に通知を行い、整備対象設備の現況を確認するための検査を行うことができる。この場合において、発注者は、整備対象設備がこの契約又は関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。

2 前項の修補に要する費用の負担は、前条第 2 項に定めるところによる。

(契約終了時の措置)

第 71 条 受注者は、この契約が終了した場合において、工事用地等に受注者が所有し又は管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件（受注者が使用する構成企業等その他の第三者が所有し又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、整備対象設備を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等若しくは整備対象設備の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、整備対象設備を修復し、又は取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約が終了した場合においては、発注者に対し、整備対象設備を維持管理するために必要なすべての書類を引き渡さなければならぬ。

(受注者が第三者と締結する損害賠償額の予定等)

第 72 条 第 27 条第 5 項、第 29 条第 6 項、第 31 条第 3 項、第 52 条第 2 項、第 64 条第 2 項、第 66 条第 2 項及び第 67 条第 2 項の規定により発注者が増加費用又は損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が選定事業を行うため受注者が第三者（受注者に融資した金融機関等を除く。）と締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、発注者が負担し、又は賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。

(遅延損害金)

第 73 条 この契約に基づいて履行すべきサービス対価の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

2 受注者の責に帰すべき事由により受注者がこの契約に基づいて履行すべき支払が

遅れた場合においては、発注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額の支払を受注者に請求することができる。

- 3 受注者の責に帰すべき事由により引渡予定日に整備対象設備を発注者に引き渡すことができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。
- 4 前項の損害金の額は、設計・施工等に係るサービス対価（設計・施工等に係る資金調達に伴う利息相当額を除く。）につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額とする。

（建設工事保険等）

第74条 受注者は、整備対象設備、工事材料等を、別紙7の定めるところにより、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものも含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、別紙7の定めるところにより、第三者賠償責任保険その他の保険に加入しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は前項の規定により保険契約を締結したときは、直ちにその保険証券又はその写しを発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、選定事業を実施するため第1項又は第2項の規定による保険以外の保険に加入したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（経営状況の報告）

第75条 受注者の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 受注者は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、事業年度の末日から3月以内に、監査済み計算書類等（会社法（平成17年法律第86号）第442条第1項に規定する計算書類等をいう。）及び年度事業報告を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、第2項又は第3項の規定に基づき提出された書類に記録された情報について、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）その他の法令の規定の定めるところにより開示することができる。
- 5 発注者は、この事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その費用負担において、その指名する公認会計士又は監査法人に受注者の財務状況を調査させることができる。

（守秘義務）

第76条 発注者は、選定事業の実施に関して知り得た受注者の秘密を漏らし、又は盗用してはならない。ただし、大阪市情報公開条例第7条に規定する非公開情報以外の

情報については、この限りでない。

- 2 受注者は、選定事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 3 受注者は、選定事業を実施するため必要なものとして発注者の承諾を受けた場合に限り、第三者に対して選定事業の実施に関して知り得た秘密を開示することができる。ただし、選定事業に関して弁護士、公認会計士又は税理士に業務を委託する場合においては、発注者の承諾を要しない。
- 4 前項に基づき受注者が秘密を開示する場合においては、受注者は、当該第三者に対して守秘義務を負わせ、その他秘密を保持するため必要な措置を講ずるものとする。

(著作権の利用等)

第 77 条 成果物（設計図書その他の受注者がこの契約又は発注者の請求により発注者に提出した一切の書面、写真、映像等をいう。この条において同じ。）又は整備対象設備が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（次項において「著作物」という。）に該当する場合においては、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利は、著作権法の定めるところに従うものとする。

- 2 発注者は、成果物又は整備対象設備が著作物に該当する場合においては、発注者の裁量により利用する権利を有するものとする。
- 3 受注者は、発注者に対し、整備対象設備の修繕、維持管理、広報等に必要な範囲において、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行うこと又は発注者の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行わせることを許諾する。
- 4 受注者は、発注者に対し、次に掲げる整備対象設備の利用を許諾する。
 - (1) 整備対象設備を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (2) 整備対象設備を修繕により改変し、又は取り壊すこと。
- 5 受注者は、発注者に対し、成果物又は整備対象設備の内容を自由に公表することを許諾する。
- 6 受注者は、次の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物又は整備対象設備の内容を公表すること。
 - (2) 整備対象設備に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 7 受注者は、第 3 項又は第 4 項の場合において、著作権法第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項の権利を行使せず、又は行使させないものとする。
- 8 受注者は、成果物又は整備対象設備に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する受注者の権利を譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 9 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する知的財産権をいう。次項において同じ。）を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。
- 10 成果物又は整備対象設備が第三者の有する知的財産権を侵害した場合において、当

該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該知的財産権の侵害が、発注者が特に指定した工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことによる場合においては、この限りでない。

11 この条の規定は、この契約の終了後もなお効力を有するものとする。

(定めのない事項等)

第 78 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの契約の解釈若しくはこの契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙1 支払金額等

契約期間全体の支払金額及びその内訳

契約金額（対価の総額） 金【 】円

ただし、設計変更、物価変動及び法令の変更による設計・施工等のサービス対価及び維持管理のサービス対価の増減額等により、契約金額、内訳及び各期の支払金額は、発注者受注者協議のうえ、変更することがある。

(内訳)

設計・施工等のサービス対価 【 】円

サービス対価A（消費税及び地方消費税抜き）	【 】円
上記サービス対価Aに係る消費税及び地方消費税	【 】円
合計	【 】円

維持管理のサービス対価 【 】円

サービス対価B（消費税及び地方消費税抜き）	【 】円
上記サービス対価Bに係る消費税及び地方消費税	【 】円
合計	【 】円

支払金額及びその内訳

(1) 各期の支払総額

支払対象期	合計額	各期の支払総額	
		うち税抜価格	うち消費税 及び地方消費税
令和8年度	円	円	円
令和9年度	円	円	円
令和10年度	円	円	円
令和11年度	円	円	円
令和12年度	円	円	円
令和13年度	円	円	円
令和14年度	円	円	円
令和15年度	円	円	円
令和16年度	円	円	円
令和17年度	円	円	円
令和18年度	円	円	円
令和19年度	円	円	円
令和20年度	円	円	円
令和21年度	円	円	円
令和22年度	円	円	円
令和23年度	円	円	円

(2) 設計・施工等のサービス対価の各期支払金額

支払対象期	合計額	各期の支払総額	
		うち税抜価格	うち消費税 及び地方消費税
令和8年度	円	円	円
令和9年度	円	円	円
令和10年度	円	円	円

(3) 維持管理のサービス対価の各期支払金額

支払対象期	各期の支払総額		
	合計額	うち税抜価格	うち消費税 及び地方消費税
令和8年度	円	円	円
令和9年度	円	円	円
令和10年度	円	円	円
令和11年度	円	円	円
令和12年度	円	円	円
令和13年度	円	円	円
令和14年度	円	円	円
令和15年度	円	円	円
令和16年度	円	円	円
令和17年度	円	円	円
令和18年度	円	円	円
令和19年度	円	円	円
令和20年度	円	円	円
令和21年度	円	円	円
令和22年度	円	円	円
令和23年度	円	円	円

別紙2 サービス対価の支払方法

1 サービス対価の構成

発注者が受注者に対して支払うサービス対価は、以下に示す設計・施工等のサービス対価と、維持管理のサービス対価により構成される。

設計・施工等のサービス対価は、設計業務、施工業務、工事監理業務に係る費用に加えて、ＳＰＣ設立費等の開業準備費等を含む。

維持管理のサービス対価は、維持管理業務に係る費用に加えて、ＳＰＣの運営費等を含む。

項目	内訳	内容
設計・施工等のサービス対価	サービス対価A	<ul style="list-style-type: none">・ 設計に係る費用・ 施工に係る費用・ 工事監理に係る費用・ 所有権移転に係る費用・ 建中金利・ 融資組成費用・ ＳＰＣ設立に係る費用
維持管理のサービス対価	サービス対価B	<ul style="list-style-type: none">・ 維持管理に係る費用・ ＳＰＣ運営費・ その他維持管理を行うために必要となる費用 等

2 サービス対価の支払方法

設計・施工等のサービス対価は「サービス対価A」、維持管理のサービス対価は「サービス対価B」で構成される。各サービス対価については、下記規定により算出のうえ、支払う。

(1) サービス対価A

サービス対価Aは、整備対象設備（対象校ごと）の引渡しを受けてから、年度ごとに支払う。

施工期間の各事業年度分として、各事業年度の3月末日までに引渡しを受けた整備対象設備（対象校ごと）に係る費用について支払う。なお、事業を実施するにあたり必要となるＳＰＣ設立費等の開業準備費については、令和8年度の引渡し分の費用として扱う。支払いについては、各事業年度の業務終了後、発注者は受注者から請求を受けた日から30日以内に支払う。

(2) サービス対価B

サービス対価Bは、整備対象設備（対象校ごと）の引渡し日が属する月の翌月初日以降、維持管理期間中に行われた維持管理業務等に係る費用として、年度ごとに支払う。支払いについては、各事業年度の業務終了後、発注者によるモニタリングの後、発注者は受注者から請求を受けた日から30日以内に支払う。

別紙3 設計・施工等のサービス対価の改定方法

1 対象校の統合等に伴う改定

対象校の統合等に伴い、対象校が本事業の対象から除外される場合は、サービス対価Aの金額の改定を行う。

入札金額の学校別・費目別内訳が示された様式集の様式4-3に基づき、本事業の対象から除外される学校に係る設計・施工・工事監理業務費分を、サービス対価Aから減額できるものとする。

2 物価変動に基づく改定

(1) 対象となるサービス対価

サービス対価A

(2) 改定方法

① 改定の時期

物価変動に伴うサービス対価Aの改定は、施工期間中（着工時から各年度末の2か月前までの期間）に請求することができる。

② 対象となる費用

設計業務費、工事監理業務費を除いた、施工業務費及び共通費など工事施工に必要となる経費とする。

③ 改定方法

設計・施工等のサービス対価の改定に関する基本的考え方は下記とする。

ただし、下記による改定方法と実情が乖離している場合には、受注者は、客観的根拠資料を提示することにより改定方法について協議できることとし、発注者は、必要と認められる場合は、下記以外の方法により改定することができるものとする。

- ・ 設計・施工等のサービス対価（公租公課を除く。）については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和6年7月の「建築費指数統計表 建築費指数（2015年基準）都市別指数（9都市） 大阪 建物種類：学校（RC） 設備（一般財団法人建設物価調査会）」（以降、建築費指数という。）を用い、各業務着工時期の同指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合、生じた差分に応じて設計・施工等のサービス対価の改定を行う。
- ・ 施工の物価変動に基づく設計・施工等のサービス対価の改定は、次式によつて表されるものとする。

$$【工事着工日の属する月の建築費指数】 \div 【令和7年7月の建築費指数】 - 1$$

※物価変動率に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

物価変動率>0.015 の場合

改定後の施設整備費=提案時の施設整備費×(1+(物価変動率)-0.015)

物価変動率<-0.015 の場合

改定後の施設整備費=提案時の施設整備費×(1+(物価変動率)+0.015)

3 消費税法変更に基づく改定

設計・施工等のサービス対価に関する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

4 その他

改定後のサービス対価の円未満の部分は切り捨てる。

別紙4 維持管理のサービス対価の改定方法

1 対象校の統合等に伴う改定

対象校の統合等に伴い、対象校が本事業の対象から除外される場合は、サービス対価Bの金額の改定を行う。

入札金額の学校別・費目別内訳が示された様式集の様式4-3に基づき、本事業の対象から除外される学校に係る維持管理業務費分を、サービス対価Bから減額できるものとする。

2 物価変動に基づく改定

(1) 対象となるサービス対価

サービス対価B

(2) 改定方法

維持管理のサービス対価の改定に関する基本的考え方は下記の通りとする。

- ・ 維持管理のサービス対価（公租公課を除く。）については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとする。
- ・ 改定方法については、毎年6月の「企業向けサービス価格指数：日本銀行調査統計局」を用い、前回改定年度の前年（初回の改定時に対しては令和6年）の1月から12月までの指数の平均値と比較して3.0%以上の差が生じた場合又は初回若しくは前回改定年度から累積で3.0%以上の差が生じた場合に、表に定める指標に基づき、次年度分のサービス対価の改定を行う。ただし、企業向けサービス価格指数の消費税増税に伴う増加分については対象外とともに、企業向けサービス価格指数が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果等も考慮し、市場価格の実態に合うよう、発注者及び受注者の協議によるものとする。

対象	指標
維持管理業務	「企業向けサービス価格指数」 建物サービス（日本銀行調査統計局）

- ・ 各年度の維持管理のサービス対価は、次式によって表されるものとする。

$$P(t) = P_s(t) \times C S P I(t-1) / C S P I_s$$

<凡例>

P(t) : t年度（t年4月から(t+1)年3月）のサービス対価

P_s(t) : 事業契約書等に示すt年度のサービス対価

C S P I (t-1) : (t-1)年の6月の企業向けサービス価格指数
(Corporate Service Price Index)

C S P I s : 前回改定年度の前年（初回の改定時に対しては令和6年）1月から12月までの企業向けサービス価格指数（Corporate Service Price Index）又は消費者物価指数（Consumer Price Index）の平均値

※改定率 ($C S P I (t-1) / C S P I s$) に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※計算の結果、円単位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※ t 年度のサービス対価が改定される場合、($t+1$)年度以降のサービス対価も、上記の改定率を乗じた額に改定されるものとする。

- 改定に係る協議は毎年度1回（9月上旬頃）とし、次年度以降のサービス対価に反映させるものとする。なお、初回の改定に係る協議は維持管理業務開始年度の前年の9月上旬に行い、改定を行うこととなった場合は、維持管理業務開始年度以降の維持管理のサービス対価に反映させるものとする。
- 技術革新等により維持管理に係る費用が著しく縮減する場合には、発注者及び受注者の協議により改定するものとする。

3 消費税法変更に基づく改定

維持管理のサービス対価に関する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

4 その他

改定後のサービス対価の1円未満の部分は切り捨てる。

別紙5 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合

1 設計・施工等に関する不可抗力

各対象校に係る整備対象設備の引渡し前に不可抗力事由が生じ、これにより受注者に発生した当該整備対象設備の設計・施工等に関する合理的な範囲内の追加費用又は損害については、第54条から第57条までに規定する対価のうち、当該整備対象設備に係る設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率はこの契約締結時の税率とする。以下同じ。）の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。

また、各対象校に係る整備対象設備の引渡し前に不可抗力事由に該当する複数の事が発生し、各事由について、受注者に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計したうえで、当該整備対象設備に係る設計・施工等のサービス対価の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。

ただし、発注者又は受注者が別紙7（受注者に付保が義務付けられている保険契約）に記載する保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金は、まず、発注者が負担すべき追加費用又は損害に充当し、その充当後も残余があるときは、当該残余額につき、受注者が負担すべき追加費用又は損害に充当する。

2 維持管理業務に関する不可抗力

維持管理業務の実施中に不可抗力が生じた場合、これにより、一事業年度内に受注者に発生した維持管理業務に関する合理的な範囲内の追加費用又は損害の累積額のうち、当該年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は当該対価の支払時の税率とし、支払額を合算する。以下同じ。）の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。

また、一事業年度内に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生し、各事由について、受注者に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計したうえで、当該年度の維持管理のサービス対価の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。

ただし、別紙7（受注者に付保が義務付けられている保険契約）に記載する保険に基づき発注者又は受注者が保険金を受領した場合、当該保険金は、まず、発注者が負担すべき追加費用又は損害に充当し、その充当後も残余があるときは、当該残余額につき、受注者が負担すべき追加費用又は損害に充当する。

別紙6 モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法

整備対象設備の性能及び維持管理業務に関するモニタリング及びその不履行に対する改善要求措置等手続は、原則として次のとおりとし、この契約の締結後、発注者と受注者で手続きの詳細について協議したうえで、発注者が決定する。

1 モニタリングの種類

本別紙で規定する発注者が行うモニタリングは、維持管理期間中に定期的又は随時実施する、以下の①から③に定める3種類のモニタリングとする。

なお、設計、施工及び引渡し時のモニタリングは、この契約に定める設計、施工時に行う検査等として行うものとする。また、事業期間終了時におけるモニタリング（整備対象設備の性能の確認及びその他事業指針に定める水準の確認）の方法等は、本別紙等を参考に、事業期間終了の3か月前までに、発注者と受注者で協議のうえ、発注者が定めるものとする。

- ① 整備対象設備の性能に係るモニタリング
- ② 維持管理業務に係るモニタリング
- ③ 財務モニタリング

2 モニタリングの基準

発注者が行うモニタリングの基準は、以下のとおりとする。なお、財務モニタリングの基準、方法については「7 財務モニタリング」を参照のこと。

(1) 整備対象設備に係る性能基準

受注者は、要求水準書及び事業者提案書類に基づいて、整備対象設備に係る性能基準（エネルギー消費性能（燃費）、室内機の音、風量、気流、室外機の騒音、振動、臭気等）を定め、発注者の承諾を得て、維持管理業務計画書に記載する。

(2) 維持管理業務に係る業務水準

受注者は、要求水準書及び事業者提案書類に基づいて、維持管理業務に係る水準（業務内容、実施体制、実施方法、実施手順、実施頻度、その他必要な事項）を定め、発注者の承諾を得て、維持管理業務計画書に記載する。

3 モニタリングに係る受注者の義務

(1) 受注者の証明義務

受注者は、整備対象設備の性能が整備対象設備に係る性能基準を満たしていること、維持管理業務の実施内容が維持管理業務に係る業務水準を満たしていること、その他この契約に定める受注者の義務の履行が適切に行われていることを、発注者に対して説明し、証明する義務を負う。また、発注者は受注者に対して、この契約に定める受注者の義務の履行が適切に行われていることの証明を求めることができる。

(2) マネジメントシステムを構築する義務

受注者は、この契約や事業指針に基づいて、整備対象設備の性能が整備対象設備に係る性能基準を満たし、維持管理業務の実施内容が維持管理業務に係る業務水準を満たし、その他この契約に定める業務を適切に遂行するための仕組みを構築し、事業期間にわたって維持、改善するものとする。これらの仕組みは、受注者が文書化（原則として、維持管理業務計画書及びその付属書類に定めるものとする。）することとする。また、業務の実施結果は適切に記録し、事業期間終了まで保管するものとする。

さらに、発注者によるモニタリング、セルフモニタリング、故障への対応及び苦情・要望等への対応等の結果、維持管理業務計画書で定める業務内容の見直しが必要となった場合には、発注者と協議のうえ、業務内容・方法等の見直し等の改善を行い、発注者の承諾を得るものとする。

(3) セルフモニタリングを行う義務

受注者は、自らの費用負担において、整備対象設備の性能及び維持管理業務に関して、整備対象設備に係る性能基準及び維持管理業務に係る業務水準を充たすことを確認するためにセルフモニタリングを行い、その結果を、定期的に書面にて発注者に報告しなければならない。また、セルフモニタリングには、本別紙を含むこの契約に定める発注者のモニタリングの内容を包含していなければならない。

なお、発注者は、受注者が行ったセルフモニタリングの結果を、発注者が行うモニタリングに活用することができる。

(4) 発注者が行うモニタリングへの協力義務

発注者は、維持管理業務について、受注者に事前に通知したうえで、受注者に対して説明を求め、又はその維持管理状況を立会いのうえ、確認することができる。受注者は、当該説明及び確認の実施につき発注者に対して最大限の協力をを行うものとする。なお、当該説明又は確認の結果、受注者による維持管理状況が、受注者の提案水準を達成していないことが判明した場合、発注者は受注者に対してその是正を指導するものとし、受注者は隨時、対応状況を発注者に対して報告しなければならない。

発注者は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、維持管理業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(5) その他必要な措置を行う義務

受注者は、上記に定める義務だけでなく、必要に応じてこの契約の履行を円滑に行うために必要となる措置を行うものとする。

4 記録

(1) 整備対象設備の性能に関する記録

受注者は、少なくとも以下に示す項目について、計測し、記録を残すものとする。なお、事業者提案において、下記に示す以外のデータの計測の提案がなされた場合には、その提案に基づくデータについても、適切に計測し、記録するものとする。

① 溫度

事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち10校程度の対象室の室内温度及び外気温度等を測定(または計測済みのデータ)し、記録すること。なお、対象となる学校は発注者が指定する。

② 稼働時間

各室外機別の月別運転時間を計測し、記録すること。また、各対象室別(室内機別)の日別、月別運転時間を計測し、記録すること。

③ エネルギー消費量

本事業に係る各対象校別の月別エネルギー消費量(デマンドを含む。)を計測し、記録すること。

④ 燃費実績

各室外機別の全負荷相当運転時間当たりの消費エネルギー量の実績値を算出し、報告すること。

(2) 維持管理業務に関する記録

受注者は、維持管理業務を実施した場合には、その都度記録を残さなければならぬ。以下に維持管理業務に関する記録を例示するが、これに限られるものではない。

(維持管理業務に関する記録の例)

- ・シーズンイン点検に関する記録
- ・故障、苦情への対応等に関する記録
- ・修繕等の対策の状況に関する記録
- ・整備対象設備の稼動状況、エネルギー使用量等に関する記録
- ・適正化に関する助言の状況に関する記録
- ・その他、維持管理業務に関する記録

(3) その他の業務に関する記録

受注者は、(1)及び(2)で示す以外でも、この契約に関する業務又はこの契約に付随して業務を行った場合には、その都度記録すること。

5 整備対象設備の性能に係るモニタリングの方法及び是正措置等

(1) 整備対象設備の性能に係るモニタリングの方法

発注者は、整備対象設備の性能に係るモニタリングとして、必要に応じて以下の方法によるモニタリングを行うものとする。

- ① 書類検査による性能モニタリング
- ② 実地検査による性能モニタリング
- ③ 随時に行う性能モニタリング

(2) 書類検査による性能モニタリングの方法

発注者が行う書類検査による性能モニタリングは、原則として、以下の性能検証項目、検証方法によって行うものとする。受注者は、発注者が行うモニタリングに必要な計測、記録を行うとともに、その結果を報告すること。

なお、受注者は、発注者が行うモニタリング以外に、学校の機器運用上のチェック（適正利用の助言）を行うため、対象室別の各日稼働時間（各室内機の日ごとの稼働時間）についても、計測し、記録するものとする。

性能検証項目	検証方法
室外機のエネルギー消費性能	<p>①受注者は各月の室外機別運転時間を計測し、記録すること。また、月別負荷率を勘案した全負荷相当運転時間を算出し、記録すること。</p> <p>②受注者は当該月のエネルギー消費量を全負荷相当運転時間で割り、燃費実績（kW/h 又はm³/h。以下「a」という。）を算出し、記録すること。</p> <p>③受注者は、受注者が維持管理業務提出書類（機器一覧表）に記載した定格燃費に安全率を考慮した燃費（以下「b」という。）とaを比較した資料を月ごとに作成し、月報とともに発注者に提出すること。</p> <p>④発注者は原則として③の資料をもとに性能達成を判断する。aがbを上回っていた場合には性能未達の可能性ありと判断し、受注者に期間を示して原因究明の指示又は是正勧告を行うものとする。</p> <p>⑤発注者は④に定める場合以外でも、学校からの苦情等により、整備対象設備に係る性能基準を満たしていないと考えられる合理的な理由がある場合には、必要に応じて、受注者に期間を定めて原因究明の指示若しくは是正勧告を行うことができる。</p>
室内温度	<p>①受注者は、事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち10校の対象室について、整備対象設備を運転させた状態で、機材を用いた室内温度及び外気温度等の測定を行い、記録し、その結果を月報とともに発注者に提出するものとする。</p> <p>②発注者は原則として①の資料をもとに性能達成を判断する。</p>
その他の性能項目	<p>①受注者は、必要に応じて、その他の性能項目（室内機の音、風量、気流、室外機の騒音、振動、臭気等）についても検証するものとする。</p> <p>②発注者は、学校からの苦情等により、その他の性能項目について整備対象設備に係る性能基準を満たしていないと考えられる合理的な理由がある場合には、必要に応じて、受注者に期間を定めて原因究明の指示若しくは是正勧告を行うことができる。</p>

(3) 実地検査による性能モニタリングの方法

書類検査による性能モニタリングの結果、性能が水準に達していない可能性があると認められる場合には、発注者は受注者に対して、実地検査による性能モニタリングを求めることができる。実地検査の方法は、受注者が定め、発注者の承諾を得るものとする。受注者は実地検査を実施し、発注者は実施検査の方法、検査結果等に基づいて、整備対象設備に係る性能基準の達成を判定し、未達成と判断する場合には、受注者には正勧告を行うことができる。

(4) 随時に行う性能モニタリングの方法

受注者は、受注者の責に帰すべき事由により、整備対象設備の故障等、整備対象設備の利用に支障が生じた場合には、速やかに是正を行って、発注者に報告するものとする。

また、受注者は、整備対象設備の故障等が受注者の責に帰すべき事由によらない場合でも、速やかに対応を行わなければならない。この場合の費用負担についてはこの契約の定めるところによるものとする。

発注者は、学校等から整備対象設備の利用に支障が生じた旨の報告を受けた場合には、速やかに受注者に対応を指示するものとする。また、その原因が受注者の責に帰すべき事由による場合には、整備対象設備に係る性能基準の未達成を確認して、受注者には正勧告を行うものとする。

(5) 整備対象設備の性能が整備対象設備に係る性能基準を満たしていない場合の措置

発注者によるモニタリングの結果、整備対象設備の性能が整備対象設備に係る性能基準を満たしていない場合の措置は、以下のとおりとする。

① 減額ポイントの付与

発注者によるモニタリングの結果、整備対象設備に係る性能基準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明し、発注者が是正期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、合理的な理由なく、その期間内に改善が認められない場合、発注者は、受注者に対し、「(6) 整備対象設備の性能に係るサービス対価の減額方法」の規定に基づき減額ポイントを付与することができる。

この場合において発注者は、受注者に付与した減額ポイントを基に、「(6) 整備対象設備の性能に係るサービス対価の減額方法」で定める計算方法に従い算出した額について、受注者に対して支払うサービス対価から減額する。

② エネルギーコストの負担

事業期間中に、整備対象設備の性能が、受注者の責に帰すべき事由により、維持管理業務に係る業務水準を下回ったことに起因して発注者が負担したエネルギーコストについては、発注者は合理的な範囲内で受注者に当該費用の負担を求めるができるものとし、受注者はこれを負担しなければならない。

③ 損害賠償の請求

整備対象設備に係る性能基準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明し、かつその事由が契約不適合、受注者の故意又は重大過失によるものであることが判明した場合、かつ①に定める対価の減額分を超える損害が発注者に発生する場合、発注者は損害のうちの超過部分に相当する部分について、受注者に損害賠償を請求することができる。

(6) 整備対象設備の性能に係るサービス対価の減額方法

① 減額ポイントの付与対象となる事態

「(5) 整備対象設備の性能が整備対象設備に係る性能基準を満たしていない場合の措置」の「① 減額ポイントの付与」に基づき付与した減額ポイントは、半期ごとに集計し、その合計が一定値に達した場合には、当該年度に支払う設計・施工等のサービス対価に一定の割合をかけて算出する金額を当該年度に支払うサービス対価から減額する。

整備対象設備の性能が整備対象設備に係る性能水準を満たしていない場合として減額ポイントの付与対象となる事態の例は、以下ア) 又はイ) のとおりである。なお、この場合の整備対象設備とは、室内機1台からとする。

ア) 整備対象設備の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合

(明らかに重大な支障がある場合の例)

- ・ 整備対象設備が故障等により稼働しない。
- ・ 整備対象設備の安全上の問題（室内機の落下の危険性が明らかに生じている、冷媒等の漏洩等が発生している等）や著しい性能劣化（当該整備対象設備の運用によって発生する大きな騒音のため、教育活動に重大な影響が生じている等）のために使用することができない。

イ) 整備対象設備の利用に当たり、明らかに支障がある場合

(明らかに支障がある場合の例)

- ・ 整備対象設備が稼働しているにも関わらず、要求水準に示された運用室内温度に達しない（ただし、外気条件を考慮するものとする。）。
- ・ 整備対象設備の単位時間当たりの使用エネルギー量（燃費）が、事業者の提案する水準から乖離した状態が連続的又は断続的に発生する。

② 減額ポイント

減額ポイントの付与基準は以下のとおりとし、整備対象設備の室単位、1日単位とする。発注者は、定期モニタリング及び随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当該年度の減額ポイントを確定する。

ただし、受注者の責に帰すことのできない事由や、事前に受注者の申し出に基づいて、発注者が減額ポイントの付与対象としないことを承諾していた事由によって、整備対象設備に係る性能基準を満たしていない状況が生じた場合には、減額ポイントを付与しない。

減額ポイントの付与対象となる事態	付与する減額ポイント
ア) 整備対象設備の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合	1日、1体育館あたり5ポイント
イ) 整備対象設備の利用に当たり、明らかに支障がある場合	1日、1体育館あたり1ポイント

減額ポイントの付与対象となる事態が確認されてから、当該事態の是正が確認されるまで、1日ごとの減額ポイントを付与するものとする。

減額ポイントの付与対象となる事態が複数校にわたり確認される場合は、小学校ごとに、減額の対象となる事態が確認されてから当該事態の是正が確認されるまで、1日ごとの減額ポイントを付与したものを合算する。

③ 減額ポイントの支払額への反映

モニタリング終了時に、減額ポイントがある場合には、受注者に減額ポイントを通知する。

対価の支払いに際しては、半期分の減額ポイントの合計を計算し、当該年度に支払う設計・施工等のサービス対価に、下表に定める減額割合を乗じて算出した金額を、当該年度のサービス対価から控除（維持管理のサービス対価、設計・施工等のサービス対価の順に控除）し、支払額を受注者に通知する。

当該年度の減額ポイント合計	対象業務の対価の減額割合 (当該年度の減額ポイント合計をXとする。)
6,001～	100%減額
501～6,000	(X/6,000) × 100%減額
0～500	0% [減額なし]

※1 %未満は四捨五入

6 維持管理業務に係るモニタリングの方法及び是正措置等

(1) 維持管理業務に係るモニタリングの方法

発注者は、維持管理業務に係るモニタリングとして、必要に応じて以下の方法によるモニタリングを行うものとする。

- ① 書類検査による維持管理モニタリング
- ② 実地検査による維持管理モニタリング
- ③ 随時に行う維持管理モニタリング

(2) 書類検査による維持管理モニタリングの方法

発注者が行う書類検査による維持管理モニタリングは、原則として、以下の方法によって行うものとする。

① 年間業務計画書の提出と確認

受注者は発注者に対し、毎事業年度開始1か月前までに年間業務計画書を提出し、発注者の承認を得るものとする。発注者は、年間業務計画書が維持管理業務計画書で定める維持管理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

② 月報の提出と確認

受注者は毎月の維持管理業務を実施した後、月報を提出する。発注者は、維持管理業務計画書をもとに、月報に記載の内容が維持管理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

③ 半期報告書及び年度業務実績報告書の提出と確認

受注者は毎事業年度、上期及び下期の満了後に半期報告書を、また下期の満了後に年度業務実績報告書をそれぞれ提出する。発注者は、維持管理業務計画書をもとに、半期報告書及び年度業務実績報告書に記載の内容が維持管理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

(3) 実地検査による維持管理モニタリングの方法

発注者は、書類検査の結果、必要と認める場合には、維持管理業務を実施した場所において、月報、半期報告書及び年度業務実績報告書に記載された内容が維持管理業務に係る業務水準を満たしていることを確認することができる。この際、発注者は受注者に対して維持管理業務の実施状況について、実地検査による説明を求めることができるものとし、受注者は説明する義務を負うものとする。

(4) 随時に行う維持管理モニタリングの方法

発注者は、苦情等により必要と認めるときは、随時、受注者に対して書類検査によるモニタリング又は実地検査によるモニタリングを行うことができる。この際、発注者は受注者に対して維持管理業務の実施状況について、書類の提出若しくは実地検査による説明を求めることができるものとし、受注者は説明する義務を負うものとする。

(5) 維持管理業務が維持管理業務に係る業務水準を満たしていない場合の措置
発注者によるモニタリングの結果、維持管理業務が維持管理業務に係る業務水準を満たしていない場合の措置は、以下のとおりとする。

① 減額ポイントの付与

発注者によるモニタリングの結果、維持管理業務に係る業務水準を満たしていない事項が存在することが判明し、発注者が是正期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、合理的な理由なく、その期間内に改善が認められない場合、発注者は、受注者に対し、「(6) 維持管理のサービス対価の減額方法」の規定に基づき減額ポイントを付与することができる。

また、業務に関し虚偽の報告がなされた場合や、維持管理の不履行等に起因する人身事故を発生させた場合など、発注者による是正指示を受けた改善状況により減額ポイントを付与するか否かを判断することが相当でない場合には、発注者は、事実の発生をもって、受注者に対し、「(6) 維持管理のサービス対価の減額方法」の規定に基づき減額ポイントを付与することができる。

これらの場合において発注者は、受注者に付与した減額ポイントを基に、「(6) 維持管理のサービス対価の減額方法」で定める計算方法に従い算出した額について、受注者に対して支払うサービス対価から減額する。

② 契約の解除

維持管理のサービス対価の減額後も、対象業務の改善が認められない場合には、発注者は第 63 条第 1 項第 8 号の規定に基づいて契約の全部又は一部解除を行うことができる。

(6) 維持管理のサービス対価の減額方法

① 減額ポイントの付与対象となる事態

「(5) 維持管理業務が維持管理業務に係る業務水準を満たしていない場合の措置」の「① 減額ポイントの付与」に基づき付与した減額ポイントは、半期ごとに集計し、その合計が一定値に達した場合には、当該年度に支払う維持管理のサービス対価に一定の割合を掛けて算出する金額を当該年度に支払うサービス対価から減額する。

維持管理業務が維持管理業務に係る業務水準を満たしていない場合として減額ポイントの付与対象となる事態の例は、以下ア) 又はイ) のとおりである。

ア) 整備対象設備の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合

(明らかに重大な支障がある場合の例)

- 受注者の維持管理の不履行等に起因する人身事故が発生する。
- 受注者が故意に業務を放棄する。
- 受注者が発注者に対し、業務に係る虚偽の報告を行う。
- 受注者が発注者と故意に連絡を行わない、又は長期にわたる連絡不通。
- 受注者がこの契約に基づき行う発注者からの指導・指示に従わない。
- 受注者が、整備対象設備が使用不能又は提案水準と比べ著しく機能が低下する状況又は受注者の維持管理の不履行等に起因する人身事故の発生について、予見できたにもかかわらず発注者への報告を行わない、又は故意に遅滞する。

イ) 整備対象設備の利用に当たり、明らかに支障がある場合

(明らかに支障がある場合の例)

- 受注者による業務の怠慢が認められる。
- 受注者が連絡業務を遅滞する。
- 受注者が諸届、報告書の処理を遅滞する。
- 受注者のクレーム処理に不備がある。
- 受注者の業務実施状況の確認のうえでの重要書類（帳簿、クレーム対応記録等）の管理不行届きが認められる。

② 減額ポイント

減額ポイントの付与基準は以下のとおりとする。発注者は、半期ごとに行つたモニタリングの結果を踏まえて、対象業務に対応する当該年度の減額ポイントを確定する。

ただし、受注者の責に帰すことのできない事由や、事前に受注者の申し出に基づいて、発注者が減額ポイントの付与対象としないことを承諾していた事由によって、維持管理業務に係る業務水準を満たしていない状況が生じた場合には、減額ポイントを付与しない。

減額ポイントの付与対象となる事態	付与する減額ポイント
ア) 整備対象設備の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合	各項目について5ポイント
イ) 整備対象設備の利用に当たり、明らかに支障がある場合	各項目について1ポイント

また、継続的に発生する場合は、発注者が示す是正期間の経過後、再度減額ポイントを付与する。期間については、減額ポイントの付与対象となる事態が発生した際に、その状況に応じて発注者が定め、受注者に通知するものとする。

③ 減額ポイントの支払額への反映

モニタリングの終了時に、減額ポイントがある場合には、受注者に減額ポイントを通知する。

対価の支払いに際しては、半期分の減額ポイントの合計を計算し、当該年度に支払う維持管理のサービス対価に、下表に定める減額割合を乗じて算出した金額を、当該年度の維持管理のサービス対価から控除し、支払額を受注者に通知する。

当該年度の減額ポイント合計	対象業務の対価の減額割合 (当該年度の減額ポイント合計をXとする。)
101～	100%減額
61～100	(2.0X-100) %減額 [22%～100%の減額]
21～60	(0.5X-10) %減額 [1%～20%の減額]
0～20	0% [減額なし]

※1%未満は四捨五入

(7) 受注者による請求

受注者は、発注者が行うモニタリングの際に、減額ポイントの全部又は一部を付与すべきでないという合理的な根拠（減額ポイントの付与対象となる事態の発生原因が、受注者の責に帰すべき事由のみではない等）を示すことで、付与すべき減額ポイントの見直しを発注者に請求することができる。

発注者は、受注者の示した合理的な根拠を考慮した結果、受注者の示した根拠に理

由があり、減額ポイントの全部又は一部を付与することが不合理であると判断する場合には、減額ポイントの全部又は一部を付与しないことができる。

7 財務モニタリング

(1) 財務モニタリングの方法

受注者は、発注者に年間業務計画書、年度収支計画書、年度業務実績報告書及び財務書類を提出し、発注者はこれを確認するものとする。

(2) 財務モニタリングの基準

財務モニタリングの基準は、事業者提案書類、事業収支計画書及び年度収支計画書によるものとする。

(3) 財務モニタリングに係る提出書類及び提出時期

① 事業収支計画書の提出

受注者は、整備対象設備の供用開始時までに、維持管理期間にわたる収支計画書を提出し、発注者の承認を得るものとする。発注者は、受注者が提出した事業収支計画書と事業者提案書類を比較検討のうえ、問題がないと認める場合には、承認するものとする。

② 年度収支計画書の提出

受注者は、当該事業年度の収支計画書を前年度に提出し、当該事業年度開始1か月前までに、発注者の承認を得るものとする。発注者は、受注者が提出した年度収支計画書と事業者提案書類、事業収支計画書を比較検討のうえ、問題がないと認める場合には、承認するものとする。

③ 年度収支報告書（財務書類）の提出

受注者は、当該事業年度終了後3か月以内に、当該年度の収支報告（財務書類）を提出し、発注者の承認を得るものとする。発注者は、受注者が提出した年度収支報告書と事業者提案書類、事業収支計画書、年度収支計画書を比較検討のうえ、問題がないと認める場合には、承認するものとする。

(4) 財務モニタリングの方法

発注者は、提出された書類と財務モニタリングの基準との間に差異がある場合には、差異の理由について、受注者に説明を求めるものとし、受注者はこれに対して説明を行わなければならない。

(5) 是正措置

発注者による財務モニタリングの結果、事業の安定性、継続性に疑義が認められる場合には、発注者は受注者に対して財務状況の是正を勧告するものとする。

別紙7 受注者に付保が義務付けられている保険契約

受注者又は受注者と契約して本事業に関する業務を実施する者に付保が義務付けられている保険契約は、下記のものとする。受注者又は受注者と契約して本事業に関する業務を実施する者は事業期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、保険契約内容の詳細は、事業者提案書類で記載された受注者の提案内容に基づいて記入する。ただし、受注者の提案において、下記の条件を超える提案が行われた場合には、その提案内容を保険契約の内容とする。

1 施工期間中の保険

(1) 設備工事保険

保険契約者	事業者又は事業者から施工業務を請け負った者
被保険者	事業者及び事業者から施工業務を請け負った者
保険の対象	施工工事
保険期間	工事着手予定日を始期とし、全ての整備対象設備の引渡し予定日を終期とする。
保険金額	施工工事費
補償する損害	工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
免責金額	1事故あたり 100,000 円以下
その他	発注者を追加被保険者とすること。

(2) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	事業者又は施工業務にあたる者
被保険者	事業者及び施工業務にあたる者
保険期間	工事着手予定日を始期とし、全ての整備対象設備の引渡し予定日を終期とする。
てん補限度額	身体賠償－1名あたり 1 億円、1事故あたり 10 億円以上 財物賠償－1事故あたり 1 億円以上
免責金額	1事故あたり 100,000 円以下
補償する損害	本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
その他	発注者を追加被保険者とすること。

2 維持管理期間中の保険

(3) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	事業者又は維持管理業務にあたる者
被保険者	事業者及び維持管理業務にあたる者
保険の対象	業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
保険期間	維持管理開始日を始期とし、維持管理終了日を終期とします。
てん補限度額	身体賠償－1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上 財物賠償－1事故あたり1億円以上
免責金額	1事故あたり100,000円以下
その他	発注者を追加被保険者とすること。